

議事要旨(3) 2015年12月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の報告

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 12 月開催の ASAF 会議の報告について、審議資料に基づき説明がなされ、その後、関口常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

開示に関する取り組み-重要性に関する実務記述書について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 重要性に関する実務記述書の公開草案について、ASAF 会議では、どのような意見が挙げられたのか。特に IASB スタッフから、本プロジェクトは重要性の概念の適用のあり方を明確化すべきとの要望があったため開始されたものであり、本ガイダンスの内容が適切ではないと考えるのであれば、何を盛り込むべきか提案して欲しいというコメントがされたようだが、当該コメントの趣旨を確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ASAF 会議では、重要性に関する実務記述書の公開草案について、全体として強く賛同する意見は聞かれず、むしろ、様々な観点から、内容が不十分であり、目的にかなっていない等の意見が聞かれた。これに対して、IASB スタッフから、本プロジェクトは 2013 年 1 月の財務報告開示に関する討議フォーラムにおいて、IASB が本プロジェクトについて取り組むべきであるという強い要望を受けて開始されたのであり、公開草案の記述で足りていない点があるのであれば、記述すべき事項について内容を具体的に提案して欲しいとのコメントがされたものである。

概念フレームワーク-認識基準 (ASBJ ショート・ペーパー) について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 概念フレームワーク (認識規準) のショート・ペーパーに対する IASB スタッフのコメントの趣旨を確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 同ショート・ペーパーに対して、IASB スタッフから、観察可能な価格があり、それが信頼性をもって測定できる場合、一般的に蓋然性の閾値が必要と考えられる旨について概念フレームワークで記述することも有り得るのではないかという趣旨のコメントと理解している。

のれん及び減損について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ASAF 会議において、ASBJ からは、減損テストが簡素化される場合、結果として、のれんの費用認識が一層遅れてしまうことが懸念されるという趣旨のコメントがなされたと理解しているが、それに対してどのような議論がされたかについて確認したい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減損のみのアプローチの導入以降、のれんの計上額が純資産よりも大きい企業が増えていることや過去に破綻した企業におけるのれんの計上額が相対的に大きかったこと等、減損のみのアプローチには多くのリスクがある旨を示せる事例がある場合、これを示してみると良いのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 中国やイタリアから、のれんの残高が増加していることを問題視する見解が示されたようだが、これに対してどのような議論がされたか確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ASAF 会議では、のれんに関して、主に償却を行うべきかについて多くの時間が費やされた一方、減損テストについては多くの議論がされなかった。このため、減損テストの簡素化については、ASBJ 以外からは懸念を示す意見はなく、現行の減損処理においても損失の認識が「遅すぎて、少なすぎる (too late too little)」という見解に対してどのように対処すべきかに関する意見は他国から示されなかった。
- 近年、のれんの残高が増加していることについては、2015 年 10 月の IASB のボード会議やその後に開催された資本市場諮問委員会 (CMAC) 会議でも指摘がされている。このため、IASB は、のれんの事後のアプローチを変更したことによって、財務情報にどのような影響があったかに関する実態調査を開始すべきかについて、データ入手の困難性や入手されたデータの分析の困難性も考慮しつつ、検討している状態と認識している。

持分法会計について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 持分法会計について、EFRAG から説明された「IASB の持分法会計のリサーチ・プロジェクトの範囲に関する提案」や持分法会計の実務上の課題への対応に関して、どのような議論がされたかについて確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- EFRAG の提案では持分法の維持が前提とされていたが、ASAF 会議では、そもそも持分法を維持すべきかについての見解が複数示された。また、持分法の適用対象に関

して、持分法を適用すべき投資は、企業の事業活動の延長線上にあるものと考えられるのではないかというコメントも示された。

以 上